

5 具体的な施策を 推進するための計画

5－1 農 業

5-1-1 農業の現状と課題

(1) 北上市の農業の現状

① 農家数等

ア 総農家数

- ・令和2年の農家数は2,981戸と、平成27年と比べて減少しています。
- ・令和2年の販売農家^{※1}は1,937戸と、平成27年と比べて773戸減少（△28.5%）し、自給的農家^{※2}は令和2年が1,044戸と、平成27年と比べて減少しており、販売農家の減少率が大きくなっています。

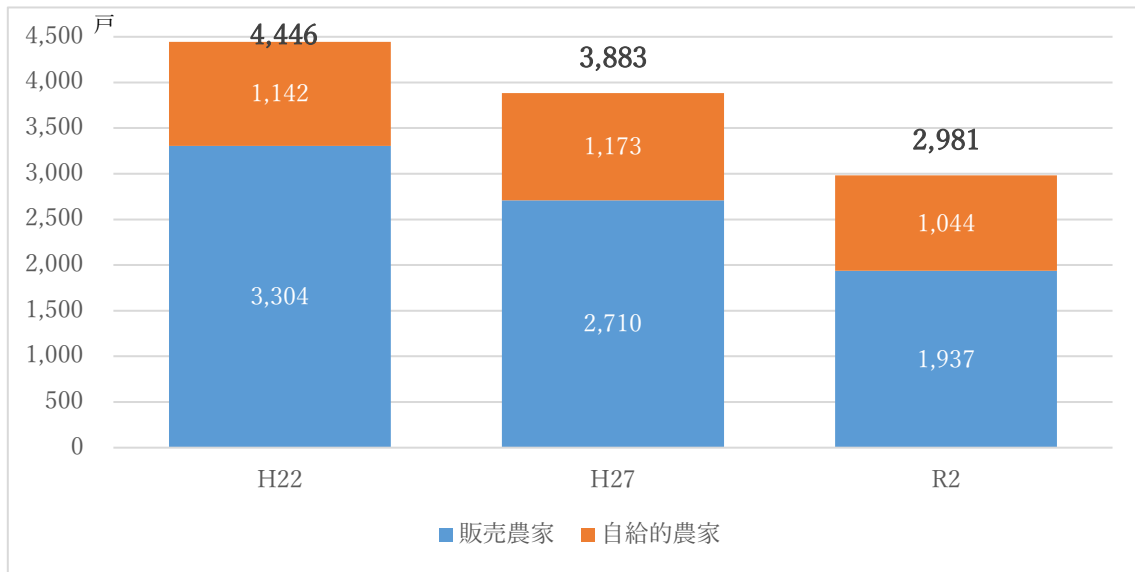


図1 総農家数

出典) 農林業センサス

※1 販売農家 経営耕地面積30a以上又は年間農産物販売金額が50万円以上の農家

※2 自給的農家 経営耕地面積30a未満かつ農産物販売金額50万円未満の農家

北上市の特徴である令和7年の米農家数は3,778戸と、平成27年と比べて1,040戸減少（△21.5%）しています。

表1 生産調整方針主体の推移

(単位：戸)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
	戸数	戸数	戸数	戸数	戸数	戸数	戸数	戸数	戸数	戸数	戸数	対H27年比
(株)純情米いわて	15	16	16	16	16	16	16	16	16	15	15	0
花巻農業協同組合(北上)	4,072	3,996	3,994	3,916	3,849	3,773	3,773	3,697	3,629	3,231	3,129	△943
その他出荷先	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
小計	4,088	4,013	4,011	3,933	3,866	3,790	3,790	3,714	3,646	3,247	3,145	△943
非参加者(自給的農家)	730	726	671	675	680	684	684	681	673	627	633	△97
合計	4,818	4,739	4,682	4,608	4,546	4,474	4,474	4,395	4,319	3,874	3,778	△1,040

出典) 北上市農業再生協議会

イ 経営体数

- ・令和 7 年の経営体数は1,493経営体となっており、平成22年と比較して半分以下に減少しています。
- ・令和 7 年の経営体の内訳は、個人経営体が最も多く1,434経営体（96.0%）、団体経営体が59経営体（4.0%）となっています。

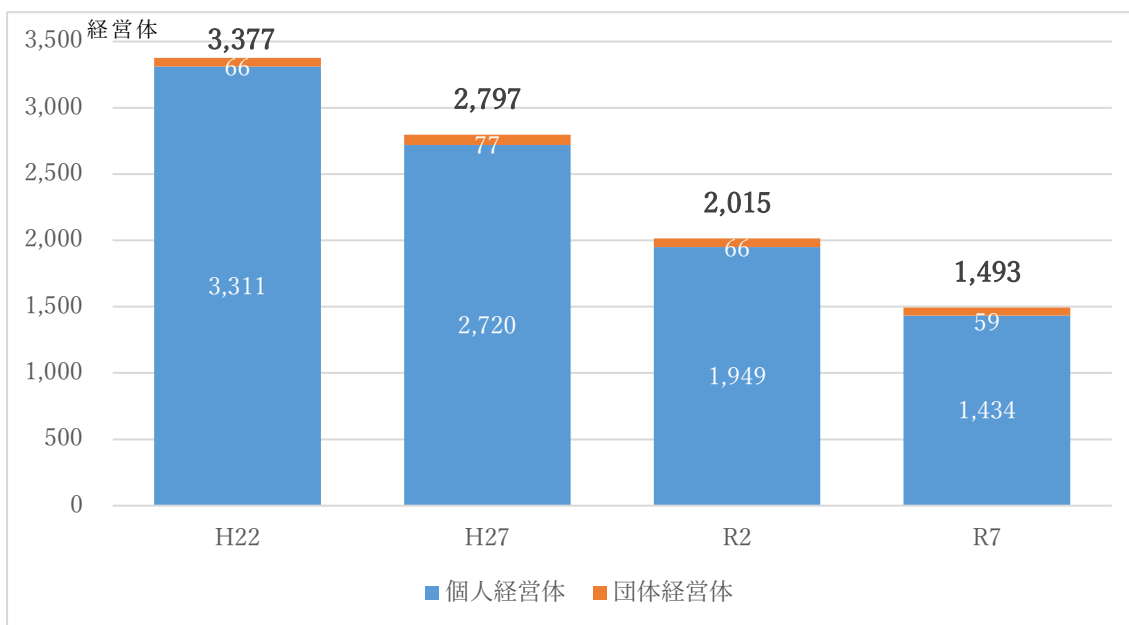


図 2 経営体数

出典）農林業センサス

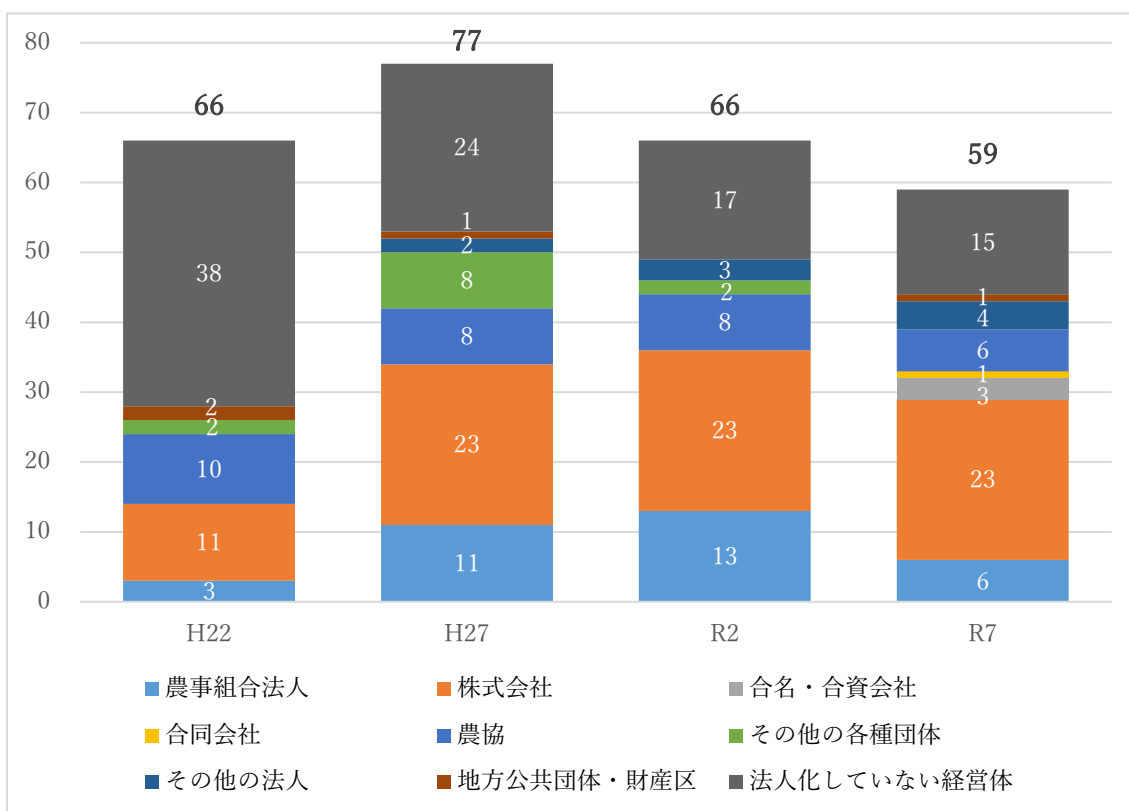


図 3 団体経営体数

出典）農林業センサス

ウ 主副業別農業経営体数（個人経営体）

- ・令和7年の農業経営体のうち個人経営体を主副業別にみると、主業経営体※¹は235経営体、準主業経営体※²は184経営体、副業的経営体※³は1,015経営体となっており、個人経営体に占める割合は、主業経営体が16.4%、準主業経営12.8%、副業的経営体が70.8%となっています。

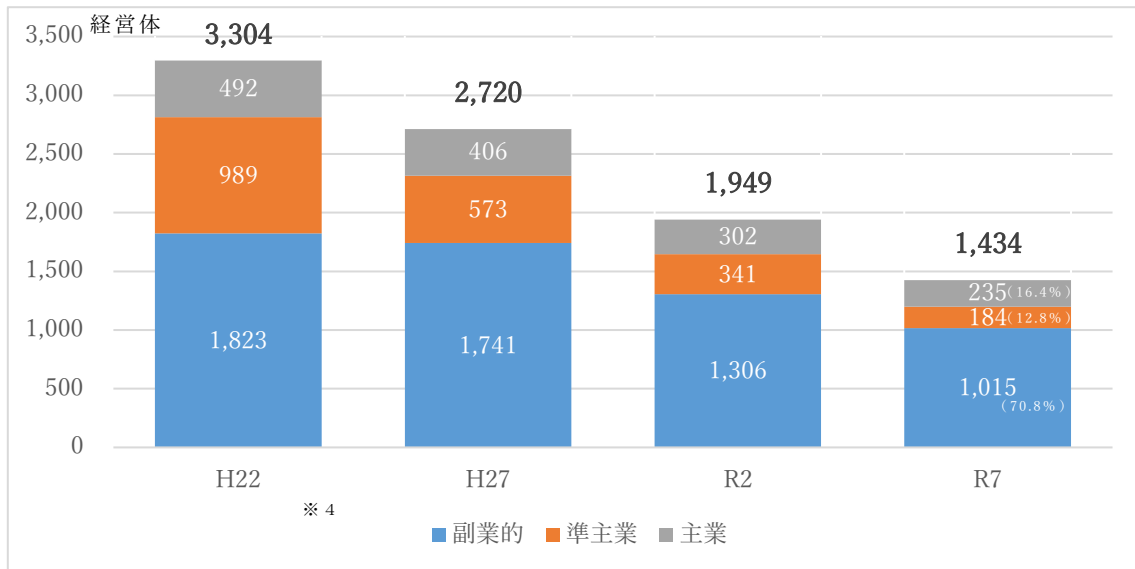


図4 主副業別農業経営体数（個人経営体）

- ※1 主業経営体 農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
- ※2 準主業経営体 農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
- ※3 副業的経営体 調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体
- ※4 H22は家族経営のうち主業経営体、準主業経営体、副業的経営体を分類した数値であるため、図2の個人経営体数と一致しない。

出典）農林業センサス

岩手県農業研究センター「農林業センサス支援シート」

エ 基幹的農業従事者数

- ・令和7年の基幹的農業従事者※¹数は1,636人となっており、年々減少傾向にあります。
- ・年齢階層別にみると70～74歳が384人（23.5%）と最も多く、次いで75～79歳の362人（22.1%）、65～69歳の258人（15.8%）であるなど、65歳以上の従事者が全体の78.7%を占めています。

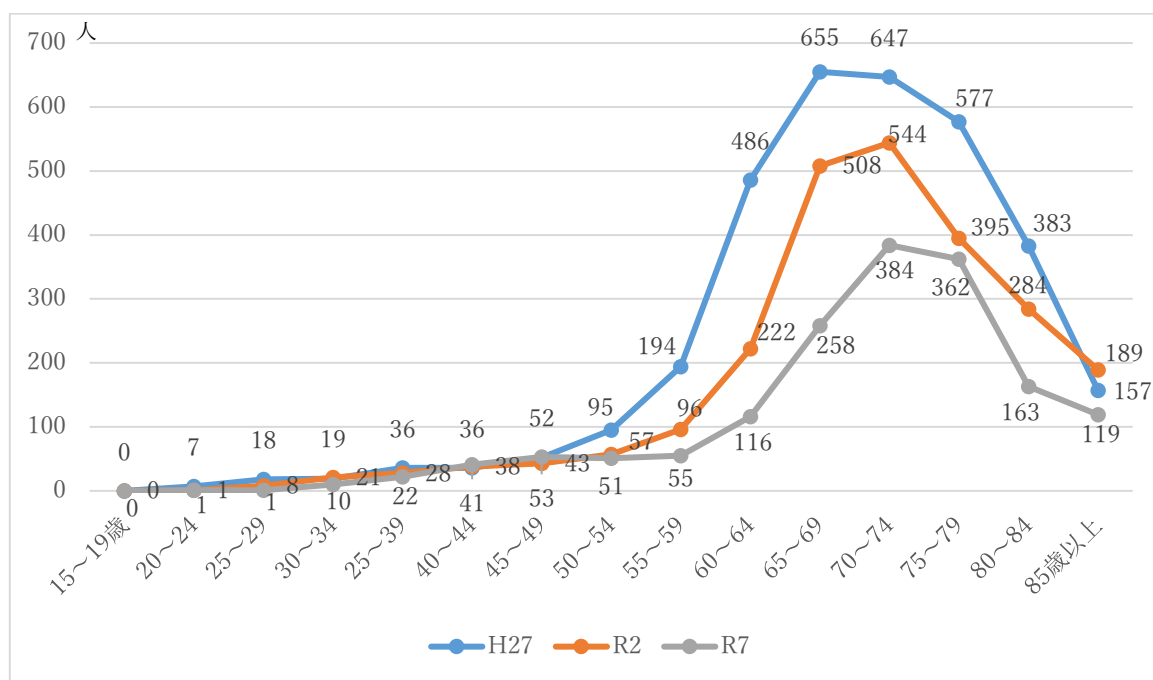


図5 基幹的農業従事者数（個人経営別）

出典）農林業センサス

岩手県農業研究センター「農林業センサス支援シート」

※1 基幹的農業従事者 個人経営体における15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

オ 認定農業者数

- ・令和7年の認定農業者^{※1}数は321経営体であり、平成27年の477経営体をピークに減少傾向となっています。
- ・令和7年の認定農業者における法人数は33経営体であり、法人数については横ばいで推移しています。

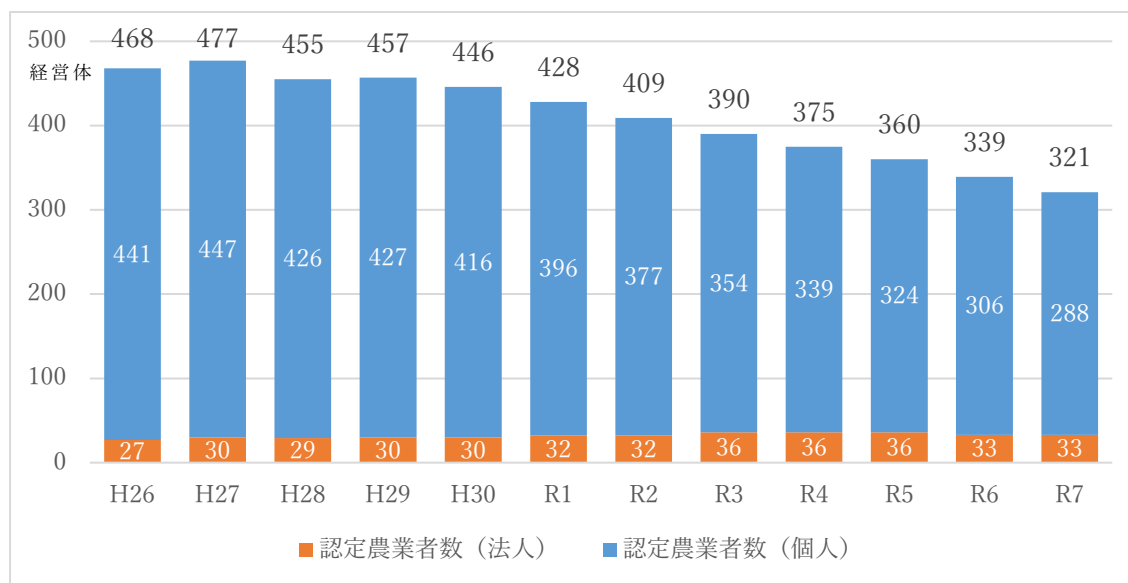


図6 認定農業者数

出典）市農業振興課

- ※1 認定農業者 農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、農業経営改善計画を作成し、その計画内容が各市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に照らし適切であるとして各市町村から認定を受けた者

カ 中心経営体数

- ・令和7年の中心経営体^{※1}は470人であり、令和元年までは増加傾向でしたがその後は横ばいで推移しています。

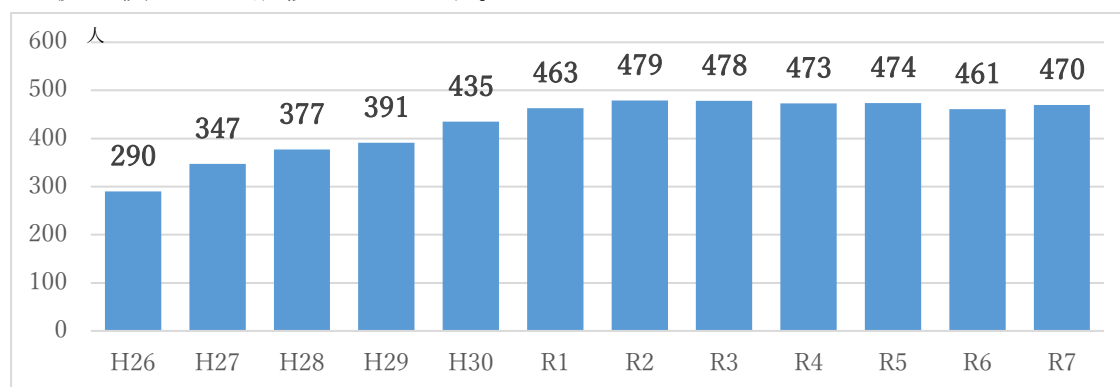


図7 中心経営体数

出典）市農業振興課

- ※1 中心経営体 地域計画（地域農業マスタープラン）に位置付けられた「認定農業者」、「認定新規就農者」、「集落営農組織」、「基本構想水準到達者」、「今後育成すべき農業者」のこと。将来にわたって地域の農地利用を効率的・安定的に担うことが見込まれる者

キ 新規就農者

- ・令和6年の新規就農者は17名で、平成29年から増加傾向だったものの令和3年度をピークに減少しています。
- ・令和6年の最も多い就農区分は、農業雇用者（青年・中高年）の12人であり、新規就農者の7割は雇用就農となっています。
- ・令和6年の新規就農者を年齢層別に見ると、青年が12人、中高年が5人となっています。

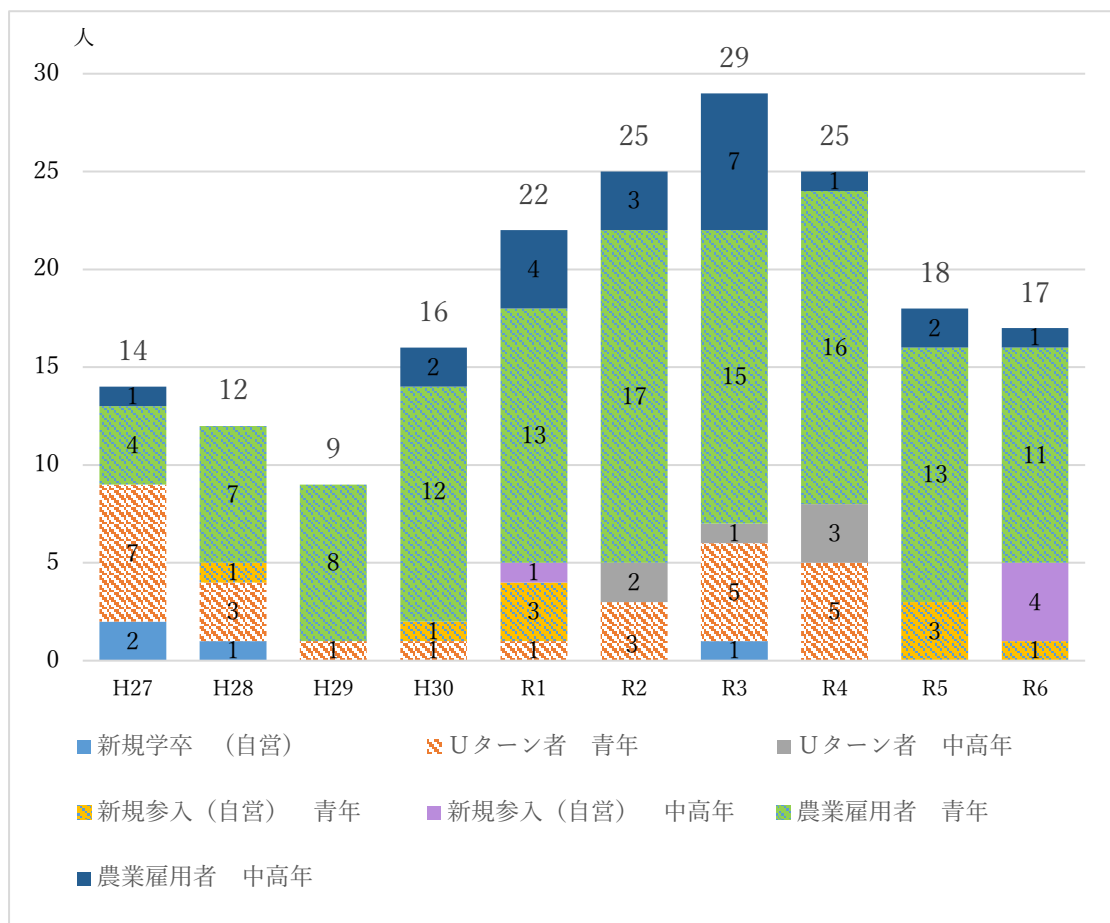


図8 新規就農者数※1

出典）岩手県新規就農者実態調査

※1 青年：45歳未満、中高年：45歳以上

ク 後継者の確保状況別経営体数

- 令和2年の経営体における後継者の確保状況は、後継者を確保している経営体が585戸(29.0%)、5年以内に農業経営を引き継がない経営体が100戸(5.0%)、確保していない経営体が1,330戸(66.0%)であり、後継者を確保していない経営体の割合が最も多くなっています。
- 経営者が65歳以上経営体において、後継者を確保している割合は34.0%となっています。

表2 5年以内の後継者^{※1}の確保状況別経営体数と割合(R2)

※1 後継者 5年以内に農業経営を引き継ぐ後継者(予定者を含む。)をいう。

	後継者を 確保している	5年以内に農業経営を 引き継がない	確保していない	計
全体	585戸	100戸	1,330戸	2,015戸
割合	29.0%	5.0%	66.0%	100.0%
うち65歳以上	447戸	32戸	835戸	1,314戸
割合	34.0%	2.4%	63.5%	100.0%

出典) 農林業センサス

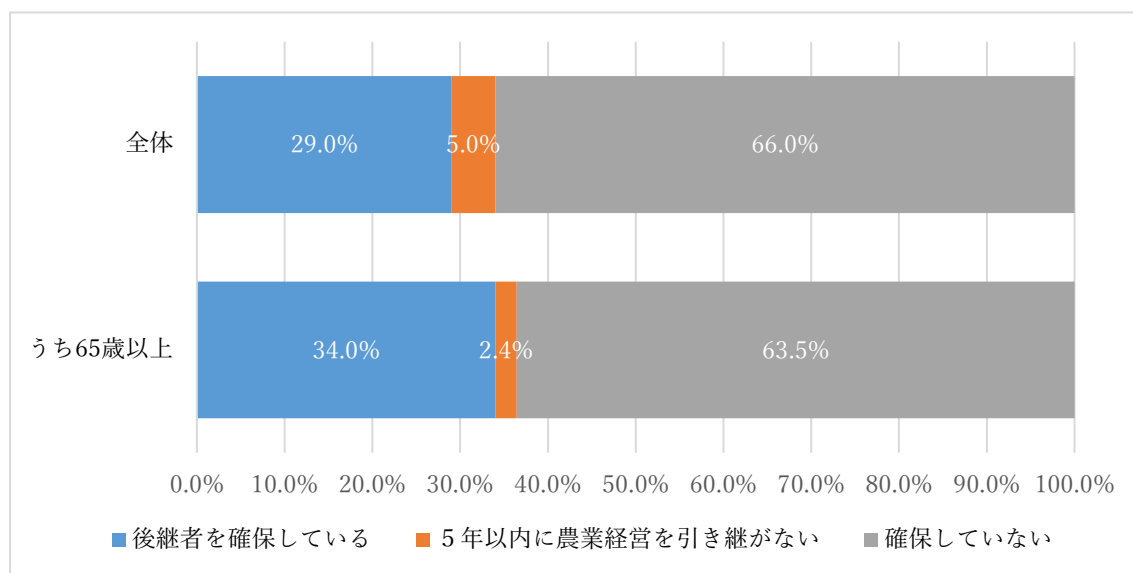


図9 5年以内の後継者の確保状況の割合(R2) 出典) 農林業センサス

ケ 経営耕地面積規模別経営体数

- ・令和7年の経営体を経営耕地面積規模別にみると、0.5～1.0haの階層が313経営体（21.4%）で最も多くなっています。
- ・2ha未満の経営体が全体の60.5%と、経営規模の小さい経営体が多数を占めています。
- ・10.0ha未満の階層は減少傾向にあり、それ以上の階層は増加傾向にあります。
- ・全体の経営体数は減少していますが、10.0ha以上の階層では経営体数が増加してきており、経営の大規模化がさらに進んでいます。

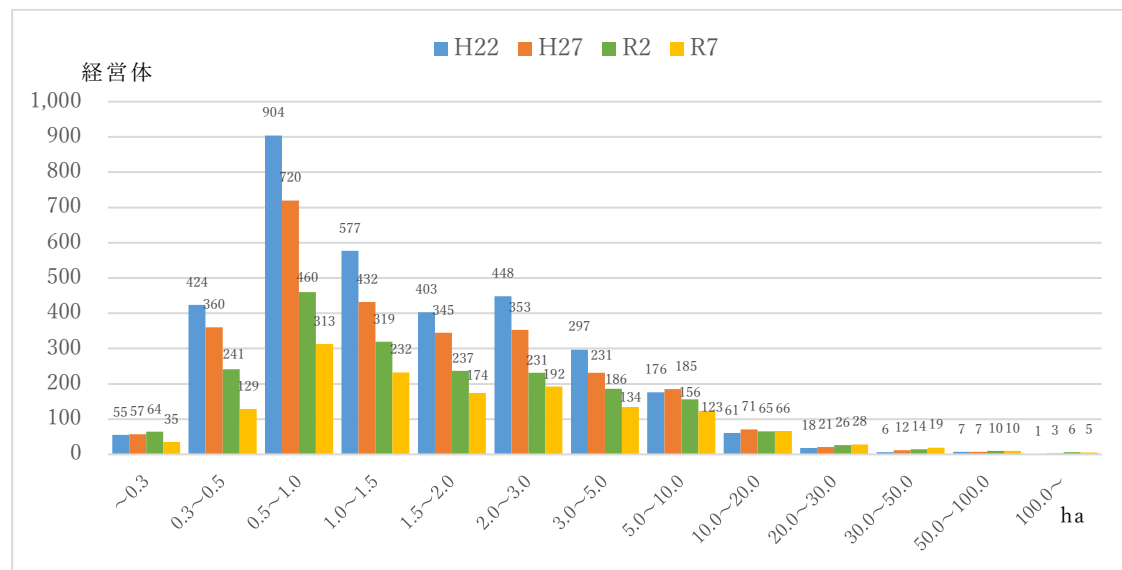


図10 経営耕地面積規模別経営体数

出典) 農林業センサス

コ 農産物販売金額規模別経営体数

- ・経営体を農産物販売金額規模別にみると、300万円未満の小規模経営の経営体が多数を占めている状況であり、令和7年は100～300万円未満の階層が474経営体（経営体全体の31.7%）と最も多くなっています。
- ・令和7年は300万円以上のすべての階層で経営体数が維持又は増加しているほか、1,000万円以上の経営体数が増加傾向となるなど、経営の大規模化が進んでいます。

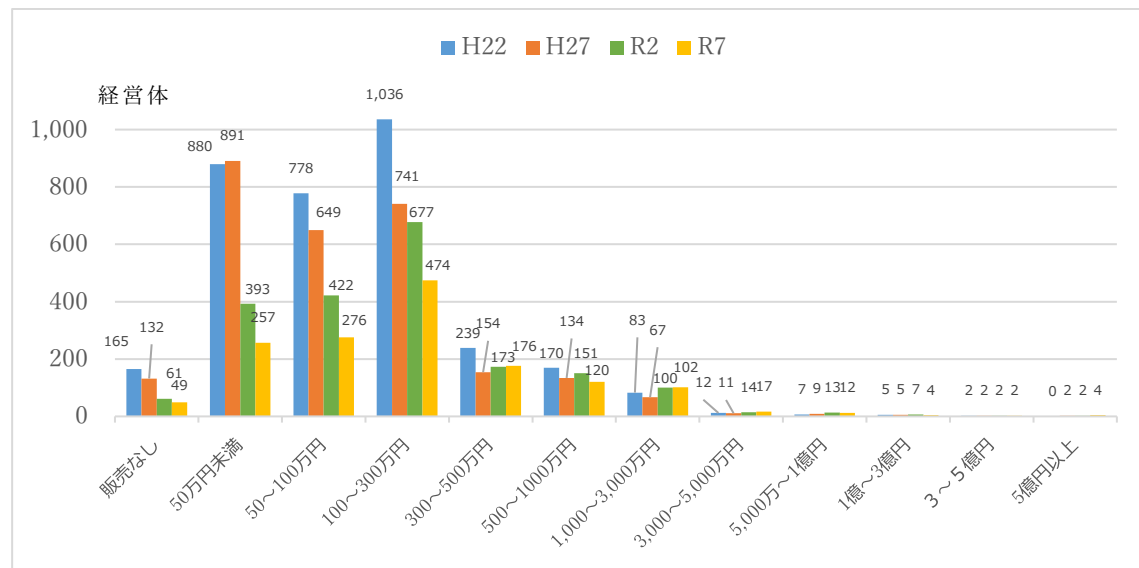


図11 農産物販売金額規模別経営体数の推移

出典) 農林業センサス

サ 農産物販売金額1位の部門別経営体数

- ・令和7年の経営体を農産物販売金額1位の部門別にみると、稲作が1,233経営体（85.4%）と最も多く、次いで、露地野菜の74経営体（5.1%）、果樹類の41経営体（2.8%）の順となっています。
- ・令和7年と令和2年以前の経営体数を比較すると、麦類作及び施設野菜以外の部門で減少しています。

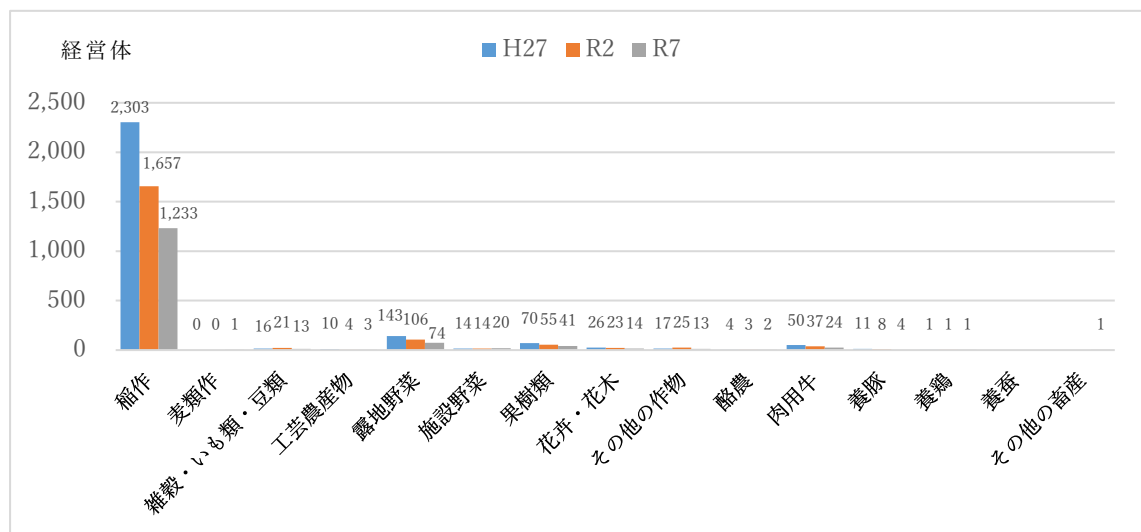


図12 農産物販売金額1位の部門別経営体数の推移

出典) 農林業センサス

シ 農産物販売金額 1 位の出荷先別経営体数

- ・令和 2 年の経営体を農産物販売金額 1 位の出荷先別にみると、農協が1,714経営体（87.7％）と最も多く、次いで、農協以外の出荷団体の94経営体（4.8％）、消費者に直接販売の53経営体（2.7％）の順となっています。
- ・令和 2 年と平成27年の経営体数を比較すると、農協以外の出荷団体、小売業者、食品製造業・外食産業、その他の部門が増加しています。

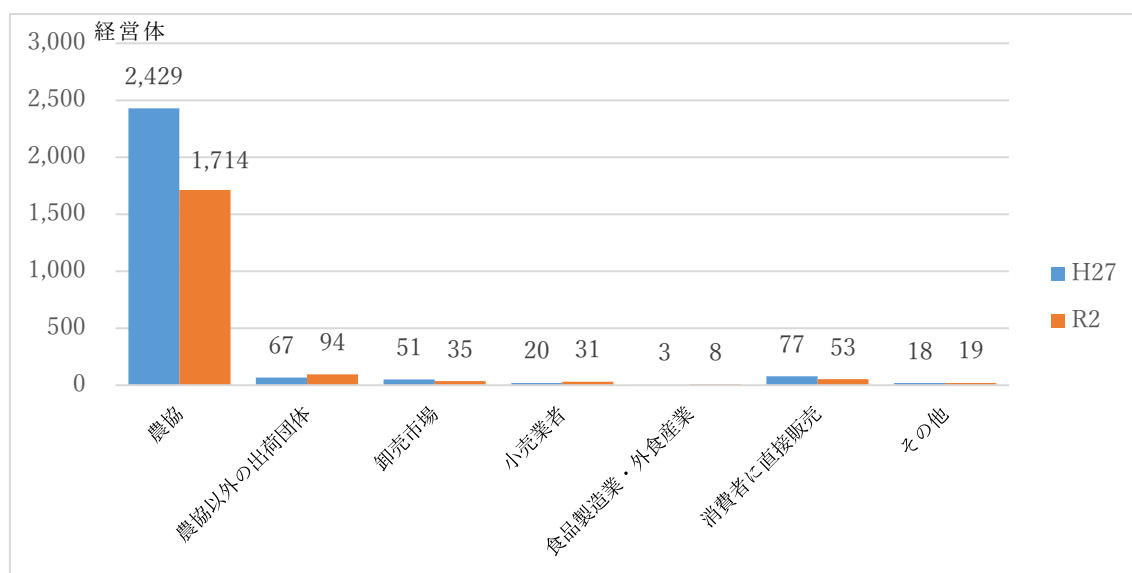


図13 農産物販売金額 1 位の出荷先別経営体数の推移 (R2)

出典) 農林業センサス

ス 販売目的の経営体数と作付け面積

- ・令和 2 年の販売目的とした農畜産物の作付・飼養状況をみると、水稻の経営体が最も多く1,814経営体となっています。
- ・令和 2 年の野菜分野における最も多い経営体は「さといも」の125経営体で、果樹分野における最も多い経営体は「りんご」の108経営体、畜産分野における最も多い経営体は「肉用牛」の71経営体となっています。

表3 販売目的の経営体数と作付け面積（R2）

- 1) 2020年農林業センサスによる令和2年2月1日前1年間の値
- 2) 作付け（栽培）面積については、販売を目的として作付け（栽培）された面積
- 3) 農家の自己申告による。

■ 稲、麦、雑穀、いも類、豆類、工芸農産物（単位：経営体、ha）

	経営体数		作付面積	
	2020	2015	2020	2015
水稻	1,814	2,514	5,000	5,085
陸稲	-	2	-	X
麦類				
小麦	79	75	623	463
大麦・裸麦	1	4	X	5
そば	7	10	214	171
その他雑穀	8	17	8	14
いも類				
ばれいしょ	28	59	1	4
かんしょ	5	3	1	4
豆類				
大豆	157	210	956	791
小豆	11	29	1	1
その他の豆類	10	13	1	4
工芸農作物				
なたね	1	-	X	-
こんにゃくいも	1	-	X	-
たばこ	-	2	-	X
その他工芸農作物	40	17	16	13

■ 野菜

（単位：経営体、ha）

	経営体数		作付面積	
	2020	2015	2020	2015
だいこん	69	177	X	5
にんじん	34	74	8	X
さといも	125	190	50	47
やものいも	21	27	2	1
はくさい	78	188	X	X
キャベツ	61	129	18	X
ほうれんそう	29	66	2	1
レタス	15	19	X	X
ねぎ	82	174	X	18
たまねぎ	57	124	11	X
ブロッコリー	18	39	2	X
きゅうり	59	125	6	5
なす	50	127	4	3
トマト	43	89	6	3
ピーマン	35	51	X	2
いちご	5	13	X	2
メロン	3	12	X	0
すいか	3	23	0	0
その他の野菜	211	288	201	134

■ 果樹

（単位：経営体、ha）

	経営体数		作付面積	
	2020	2015	2020	2015
りんご	108	137	X	63
ぶどう	4	2	1	X
日本なし	X	8	X	0
西洋なし	4	9	1	1
もも	3	6	0	0
すもも	X	3	X	0
おうとう	-	1	-	X
うめ	X	6	X	0
かき	1	2	X	X
くり	1	7	X	2
キウイフルーツ	1	1	X	X
パインアップル	X	-	X	-
その他の果樹	12	8	2	1

■ 花き

（単位：経営体、ha）

	経営体数		作付面積	
	2020	2015	2020	2015
花き類	54	61	33	21
花木	5	3	X	6

■ その他の作物

（単位：経営体、ha）

	経営体数		作付面積	
	2020	2015	2020	2015
その他の作物	54	108	35	276

■ 畜産

（単位：経営体、頭（羽））

	経営体数		飼養頭（羽）数	
	2020	2015	2020	2015
乳用牛	6	5	144	144
肉用牛	71	90	X	2,577
豚	6	11	14,565	29,274
採卵鶏	3	4	1,225百	715百

出典）農林水産省「わがマチ・わがムラ」

② 経営耕地面積等

ア 経営耕地面積

- ・令和7年の経営体における経営耕地面積は7,528haと、令和2年と比べ803ha（9.6%）減少しました。
- ・増減の内訳をみると、田が747ha減少、畑が53ha減少、樹園地が3ha減少し、全体として803haの減少となっています。
- ・令和7年の経営耕地（経営体）の内訳は、田が6,867ha（91.2%）と最も多く、以下、畑が594ha（7.9%）、樹園地が67ha（0.9%）となっています。

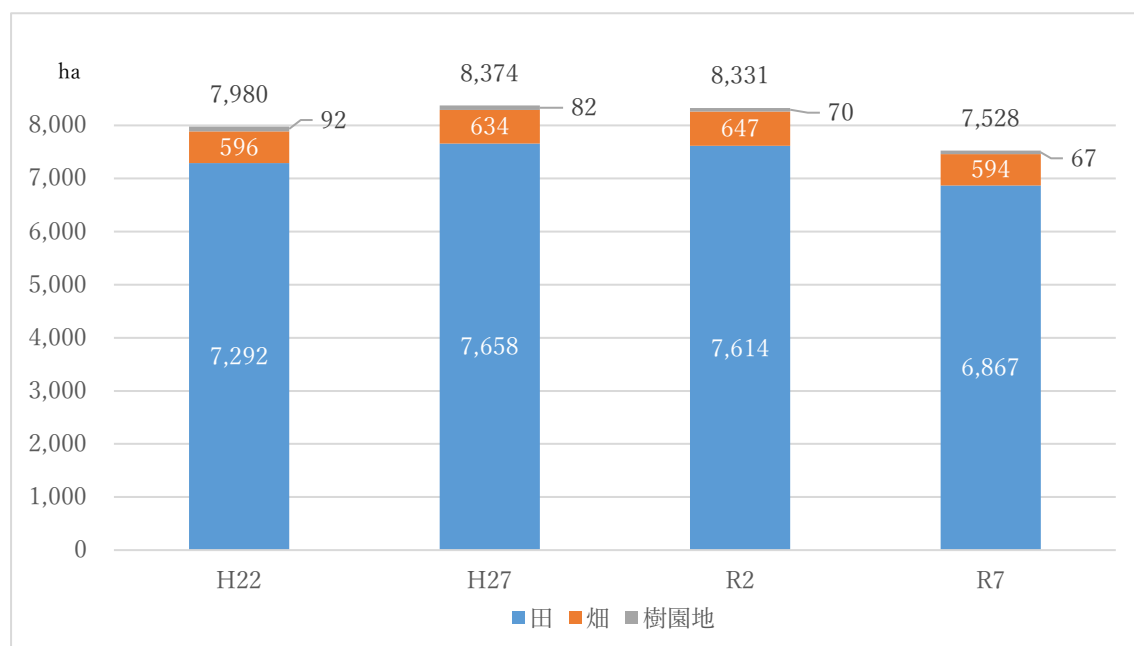


図14 経営耕地面積（総農家）の推移

出典）農林業センサス

イ 経営耕地面積規模別面積

- 令和7年の経営耕地面積を経営耕地面積規模別にみると、100.0ha以上の階層が1,951haと最も多く、次いで、10.0～20.0ha未満の階層で881haとなっています。
- 令和2年以前に比べ20.0ha以上100.0ha未満の階層で経営耕地面積規模別面積及び経営耕地面積規模別経営体のいずれも増加しており、農地の集積が進んでいます。

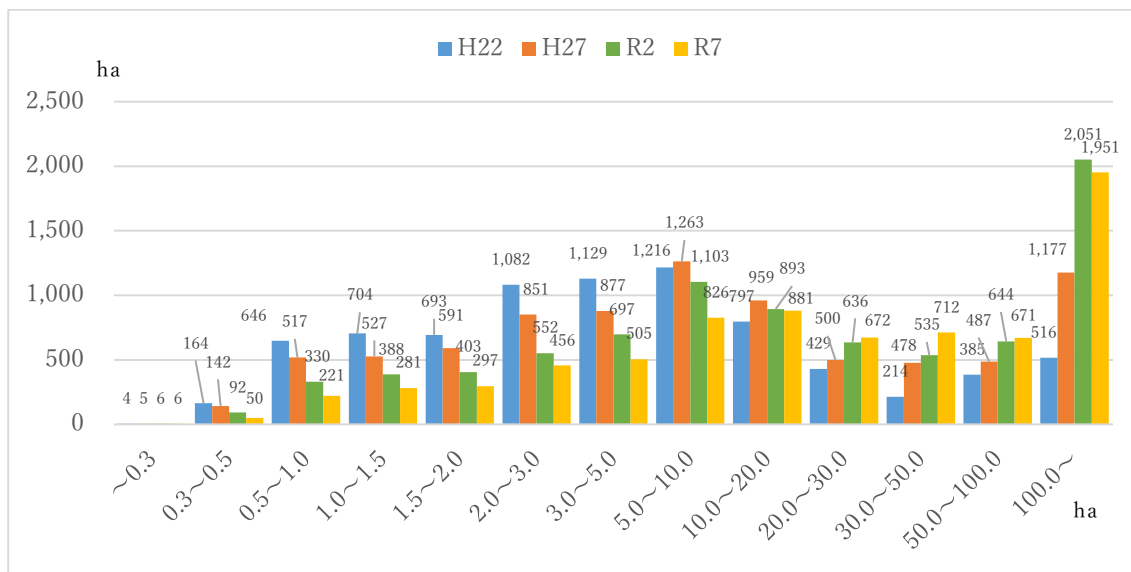
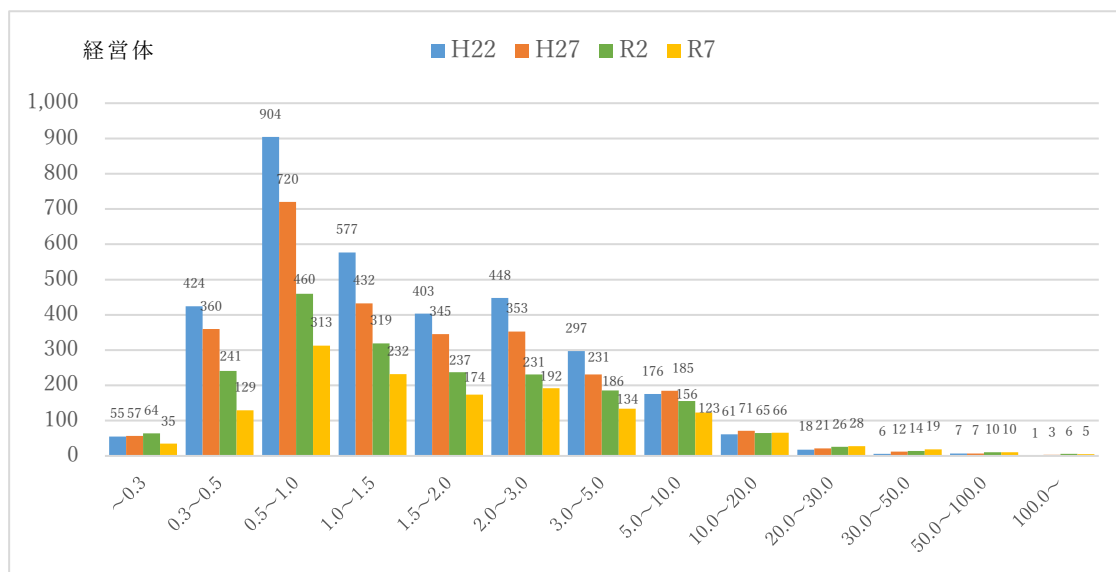


図15 経営耕地面積規模別面積

出典) 農林業センサス



(再掲) 図10 経営耕地面積規模別経営体数

出典) 農林業センサス

ウ 農業経営体の経営耕地面積規模別経営耕地面積の集積割合

- 令和7年の農業経営体の経営耕地面積規模別に経営耕地面積の集積割合をみると、10ha以上の農業経営体が64.9%を占めて増加傾向にあり、令和2年と比較して7.9ポイント上昇しました。

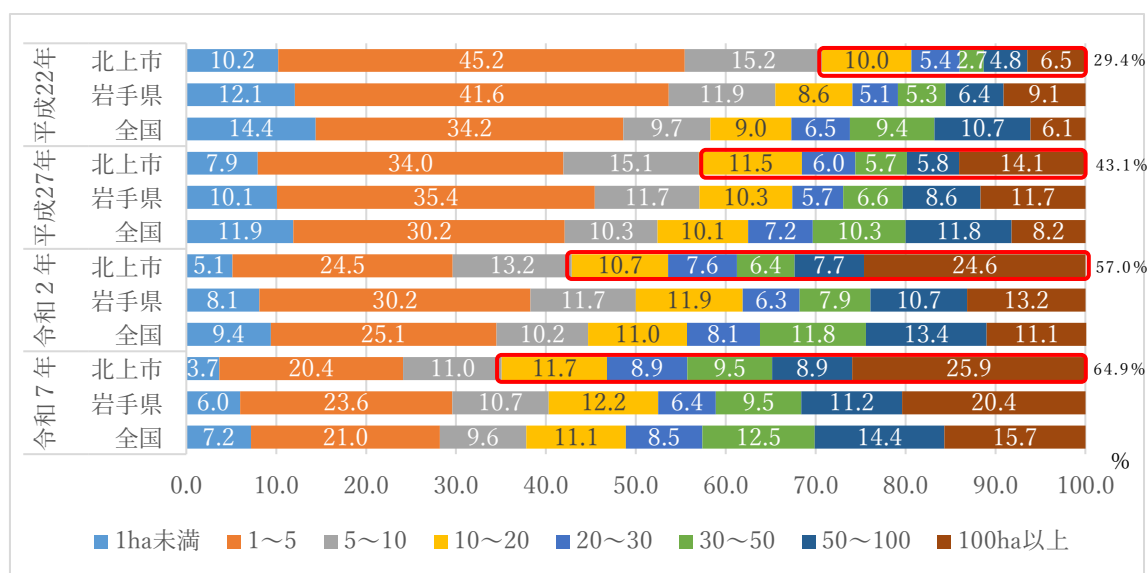


図16 経営耕地面積の集積割合

出典) 農林業センサス

エ 中心経営体への農地集積率

- 令和6年の畑地を含めた中心経営体への農地集積率は、67.72%（水田のみ75.34%）となっており、平成26年以降の農地集積率は年々高くなっています。

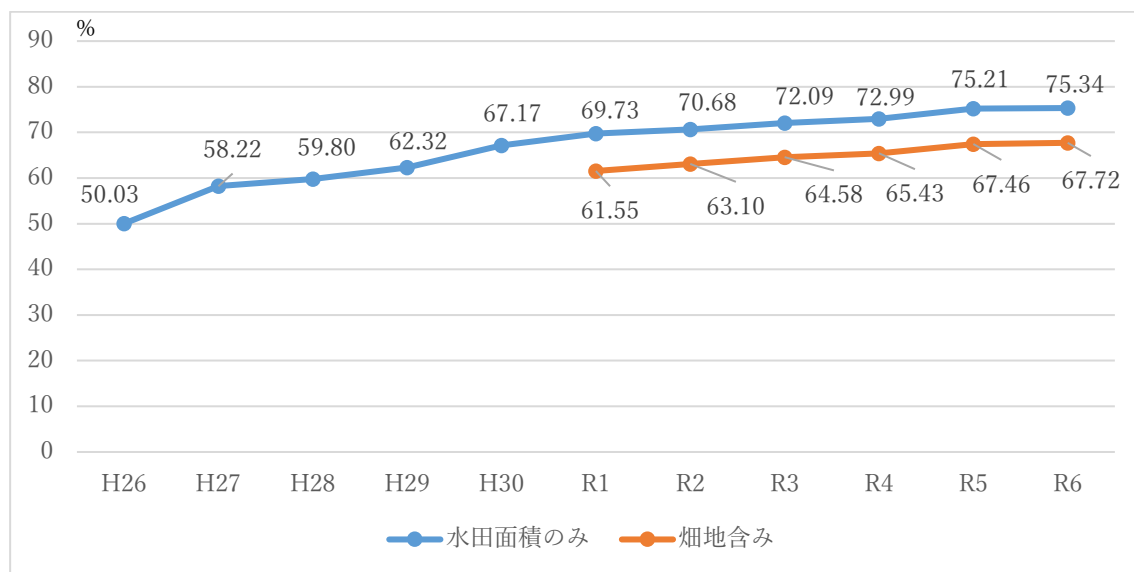


図17 中心経営体への農地集積率

出典) 市農業振興課

オ 水田整備率

- ・令和4年度の北上市の概ね30a以上の水田整備率は74.33%、概ね50a程度以上の水田整備率は8.05%であり、作業効率、生産コスト面で不利な小区画の作付不利地について改善を行っています。
- ・岩手県の概ね30a以上の水田整備率は54.52%であり、北上市が19.81ポイント高くなっていますが、岩手県の概ね50a程度以上の水田整備率は11.72%であり、北上市が3.67ポイント低くなっています。

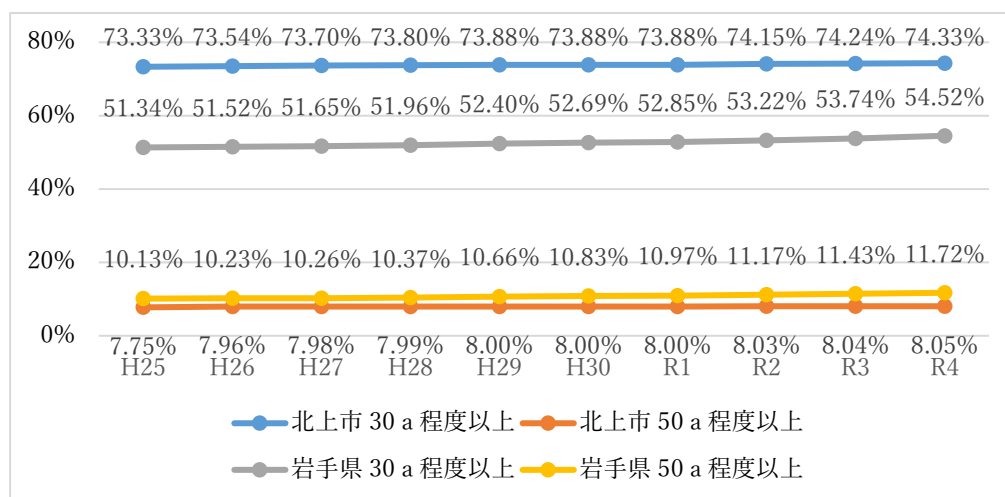


図18 水田整備率

出典) 岩手県

カ 農地の状況（農地の分散）

- ・担い手^{※1}への農地の集積が進み、経営体ごとの経営規模は拡大していますが、集積したほ場が分散している地区が多くなっています。
- ・令和5年の経営農地の拡大を希望する中心経営体は、121経営体（27.4%）であり、現状維持と回答した経営体が244経営体（55.3%）と最も多くなっています。一方で、59経営体が縮小を希望しています。

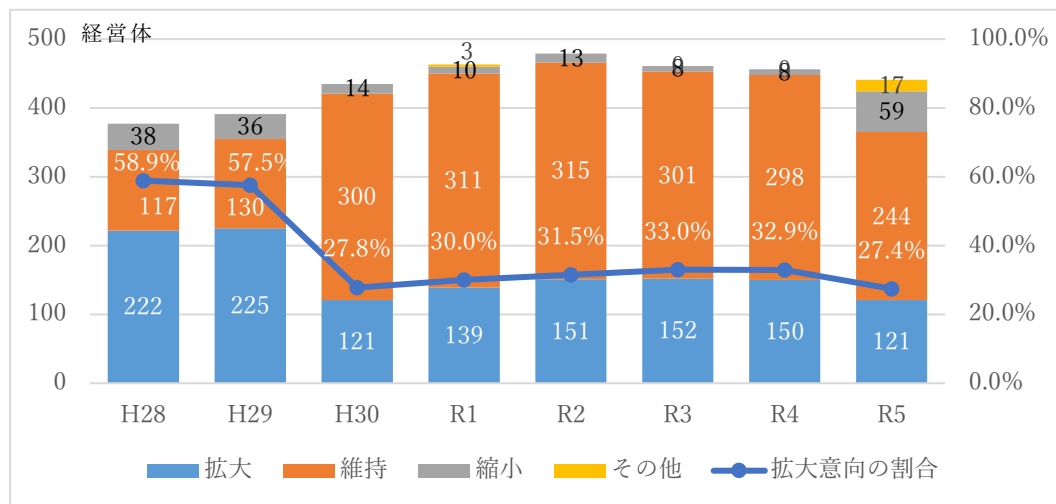


図19 きたかみ地域農業マスタープラン経営意向調査

出典）市農業振興課

※1 担い手 農林水産省では、効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体及びそれを目指している経営体両者を併せて「担い手」と定義しています。効率的かつ安定的な農業経営を目指している経営体としては、「認定農業者」、将来認定農業者となると見込まれる「認定新規就農者」、将来法人化して認定農業者になることも見込まれる「集落営農」があります。

③ 農業を取り巻く状況

ア 農業産出額

- ・令和5年の北上市の農業産出額は110億2千万円で、県内市町村のうち第10位となっています。
- ・品目別にみると、米が52億7千万円（47.8%）と最も多く、畜産27億1千万円（24.6%）、野菜19億1千万円（17.3%）、果実5億8千万円（5.2%）などとなっています。

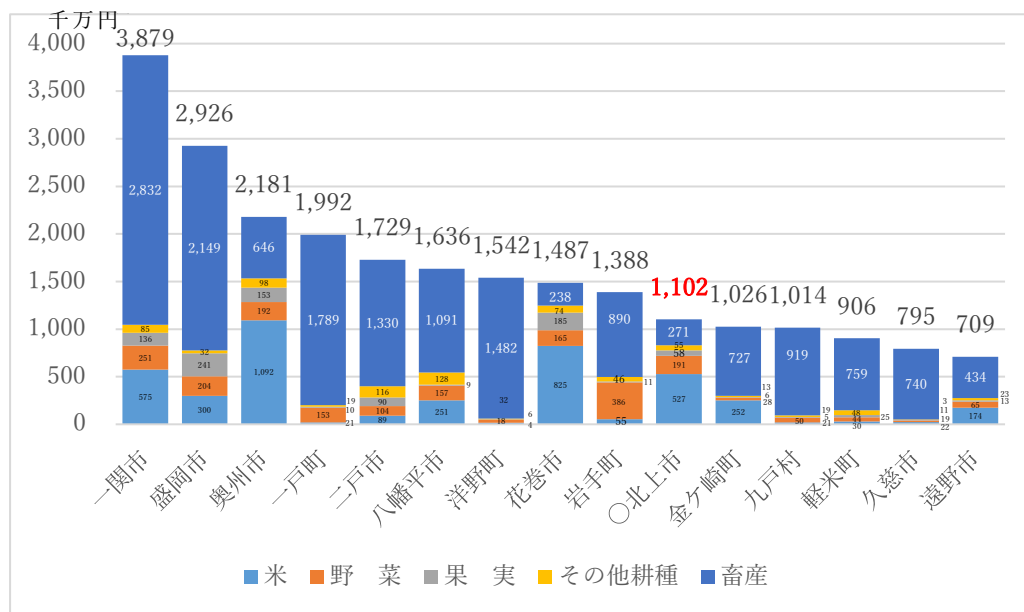


図20 岩手県市町村別の農業産出額 出典）令和5年市町村別農業産出額（推計）（農林水産省）

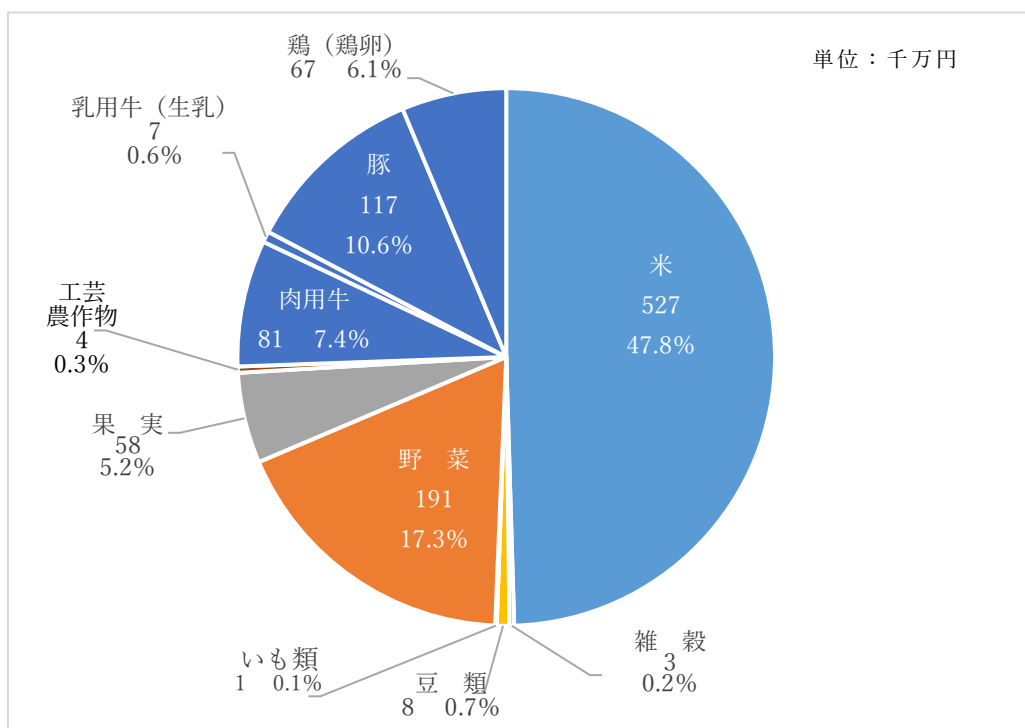


図21 北上市の農業産出額の内訳 出典）令和5年市町村別農業産出額（推計）（農林水産省）

イ 米の需要量

- ・北上地域における主食用米の生産目安の推移をみると、令和7年産の生産目安は24,248トン（生産目安の数量算定率54.3%）となっており、平成27年産から2,100トン減少していますが、前年と比較し832トン増加しています。
- ・生産目安は、農林水産省が毎年作成する需給見通し等をもとに定められています。県全体の生産目安に対し、各市町村の令和2年産以降の主食用米の作付実績等により算出した市町村シェアを乗じた数量を基本に、各地域の状況に応じた調整が行われた結果、令和7年は増加しました。

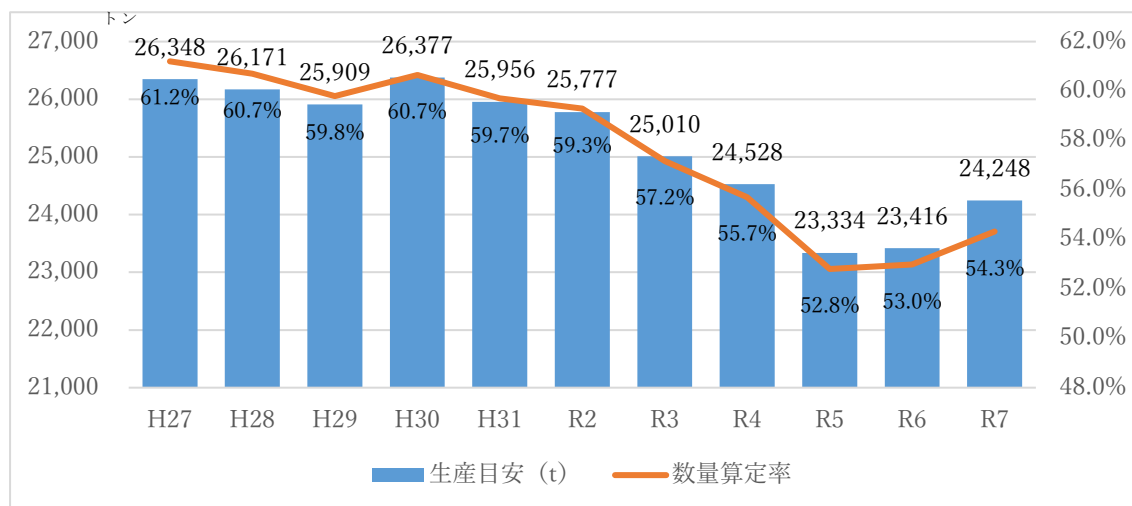


図22 米の生産目安の数量算定率の推移 出典) 北上市再生協議会
1) 平成29年産までの数量算定率はコメの農家生産数量目標配分率を記載

ウ 主食用米の価格の動向

令和6年産米について、令和7年8月までの年産平均価格24,285円/60kgであり、出荷業者と卸売業者等の間の取引価格としては、比較可能な平成2年以降で過去最高の価格となり、平成初期と同水準となっています。

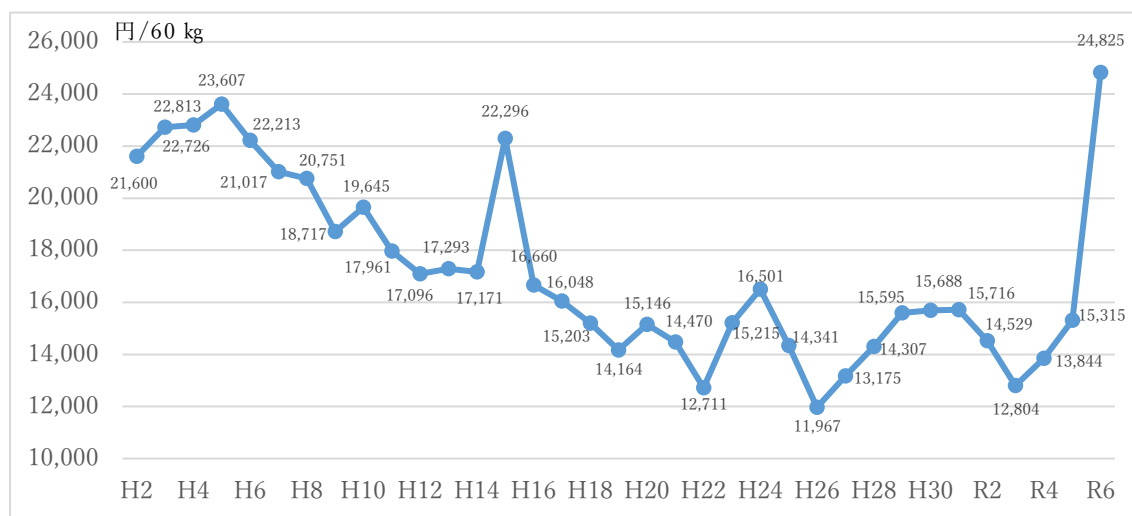


図23 全国の長期的な主食用米の価格の動向 出典) (財) 全国米穀取引・価格形成センター入札結果に基づく取引価格（～H17）
農林水産省「相対取引価格」の平均値（H18～）

エ 配合飼料価格の動向

- ・令和 7 年の肉用牛用の配合飼料の価格は 1 トンあたり 90,720 円であり、令和 2 年と比較すると 27,220 円の増加となっています。
- ・牛 1 頭あたりの生産費の 3～6 割を占める飼料費は、世界情勢等の影響を強く受けて令和 2 年以降は高騰が続き大幅に増加しており、令和 4 年以降は依然として高止まりしている状態にあります。

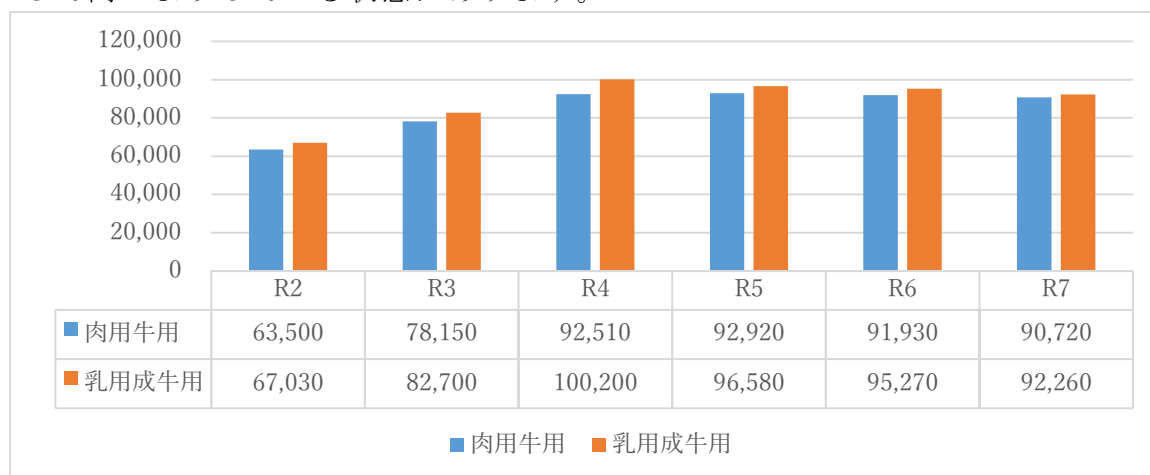


図 24 配合飼料の価格動向推移

出典) 農業物価統計 (令和 2 年基準)

オ 年平均気温の変化

- ・岩手県の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇傾向となっており、全国的にも同様の傾向です。
- ・令和 5・6 年の年平均気温は、過去の推移と比較し突出して高くなっています。
- ・岩手県では、令和 5・6 年に夏季の記録的猛暑による農作物の収量・品質の低下が広く発生するなど、近年、高温等による農作物等への影響が拡大してきています。

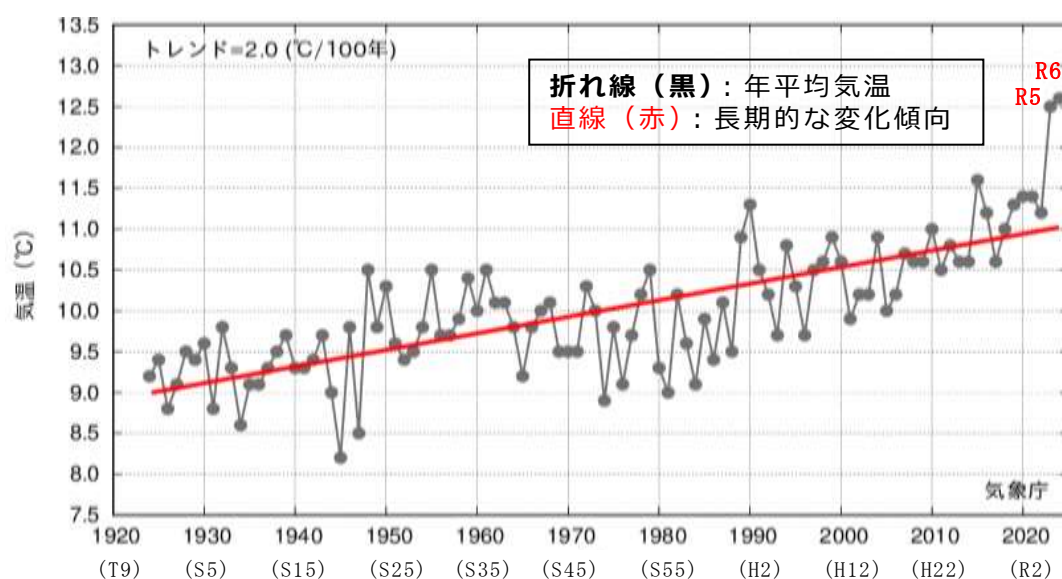


図 25 年平均気温 (盛岡)

出典) 気象庁

カ 鳥獣被害

- ・野生鳥獣による被害は全国的な問題となっており、野生鳥獣による全国の農作物被害額は令和5年度が164億円で、全体の約7割がシカ、イノシシ、クマ、サルによる被害となっています。
- ・北上市におけるシカ、イノシシ、クマの農作物被害額は、令和5年度が2千万5千円、令和6年度が514万1千円となっています。
- ・鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加、さらには森林の下層植生の消失等による土壌流出、希少植物の食害等の被害ももたらしており、被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしています。

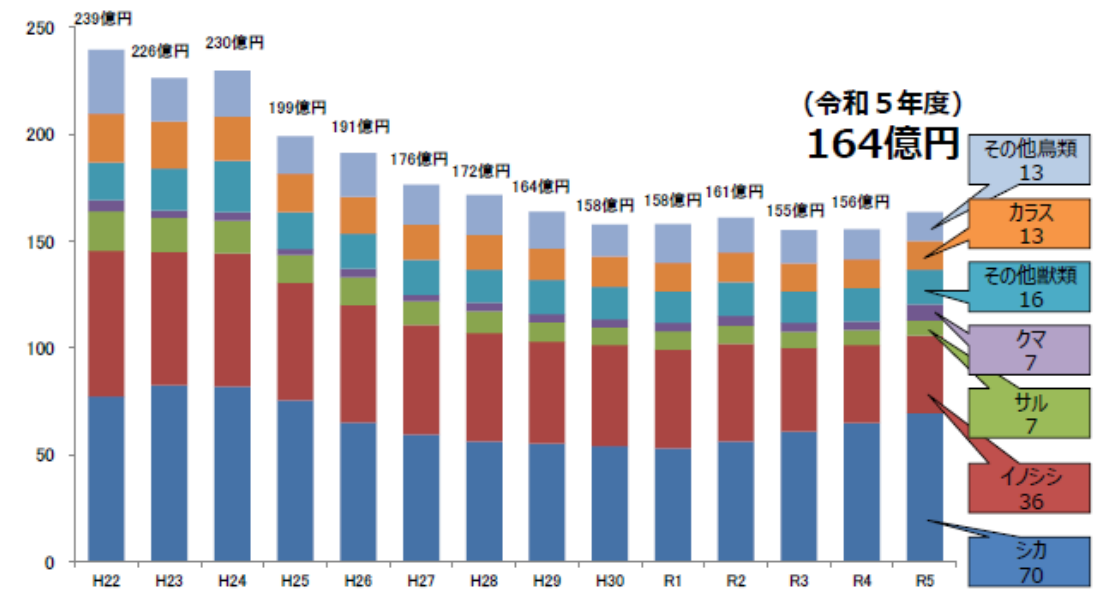


図26 全国の農作物被害の推移

出典)「鳥獣被害の現状と対策(令和7年9月)」(農林水産省農村振興局)

表4 北上市のシカ、イノシシ、クマの農作物被害額の内訳

1) 市への報告があったものについてのみ、被害額を推計したもの (単位: 千円)

	R4	R5	R6
シカ	4,654	9,967	4,427
イノシシ	518	1,980	360
クマ	300	8,058	354
合計	5,472	20,005	5,141

出典) 市農業振興課

キ 農業・農村の有する多面的機能の維持への取組状況

農業・農村は人々が生きていくのに必要な米や野菜の生産の場としての役割を果たしているだけではなく、農村で農業が継続して行われることにより、市民生活に色々なめぐみをもたらしており、このめぐみを「農業・農村の有する多面的機能」と呼んでいます。

例えば、水田は雨水を一時的に貯留し、洪水や土砂崩れを防いだり、多様な生き物を育み、また、美しい農村の風景は、人々の心を和ませてくれるなどの大きな役割を果たしています。

こうした農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のため、市内の農業者の皆さんが多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の施策を活用しながら、農業・農村の有する多面的機能の維持に取り組んでいます。

令和6年度の多面的機能支払交付金の対象面積をみると、農地維持支払交付金対象面積が7,078ha、資源向上支払交付金（共同活動）対象面積が7,054ha、資源向上支払交付金（長寿命化）対象面積が5,824haとなっており、市内の農業者の皆さんが農業・農村の有する多面的機能の維持発揮のために維持・管理を行う農地の面積は令和元年以降、横ばいで推移しています。

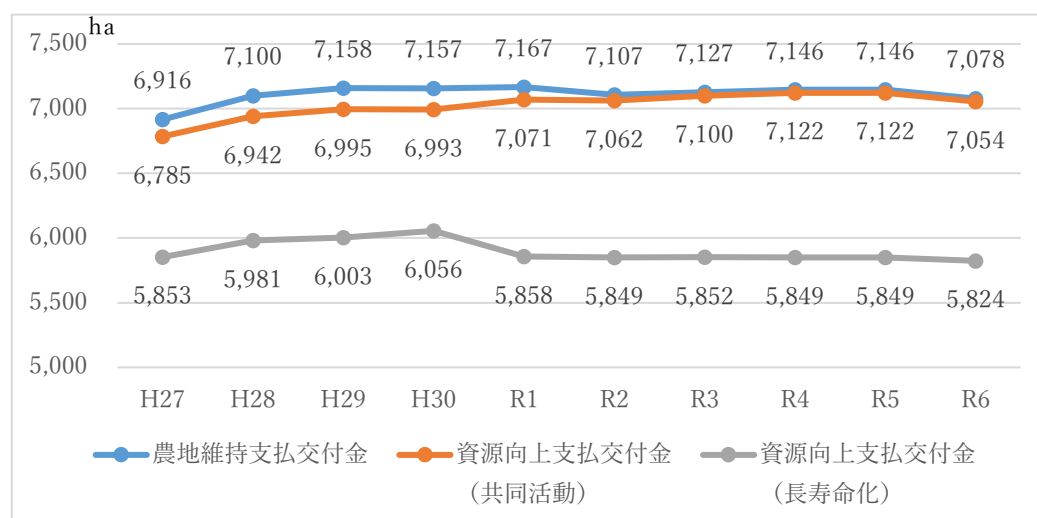


図27 多面的機能支払交付金対象面積

出典) 市農林企画課

ク 中山間地域の状況

中山間地域とは、農業地域類型区分のうち、中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域を指しています。

中山間地域の農業・農村が持つ土の流出を防ぐ機能（土壌侵食防止機能）、土砂崩れを防ぐ機能（土砂崩壊防止機能）などの多面的機能は、国民の大切な財産であるため、中山間地域の農業者の皆さんが、中山間地域等直接支払交付金を活用しながら、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を行っています。

令和6年度中山間地域等直接支払交付金を使って、中山間地域の耕作放棄の発生を防止し多面的機能の確保を図った面積は524ha、協定参加者数（活動への参加者数）は675人であり、令和2年以降、横ばいで推移しています。

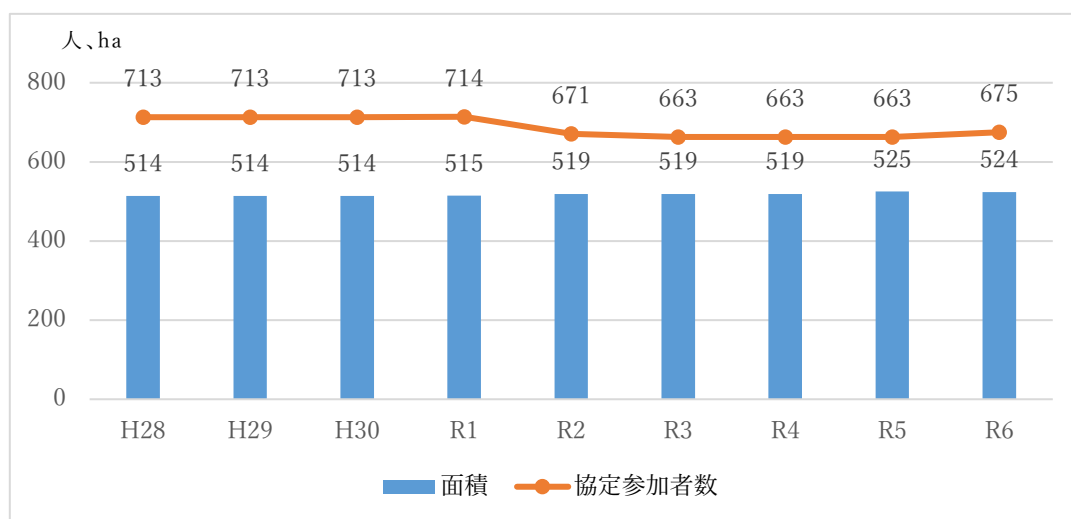


図28 中山間地域等直接支払交付金対象面積及び協定参加者数

出典）市農林企画課

(2) 北上市の農業の課題

課題 1	経営の安定化支援
------	----------

- 農業を持続的に発展させて行くためには、最先端技術の活用、農地集積・集約及び農業生産基盤の整備により、効率的な生産体制を構築する必要があります。
- 効率的な生産体制の構築による高収益化を図るためには、次世代に向けた後継者へ農地を集積及び集約していく必要がありますが、現在の農地集積率は67.72%であり、国の目標である70%に達していません。
- 地理的表示保護（GI）制度を取得した「二子さといも」をはじめ、県内トップクラスの生産高を誇る「アスパラガス」、4等級以上の肉牛に与えられる「きたかみ牛」などの更なるブランド力の強化と生産拡大に向けた取組を進める必要があります。
- 小区画のほ場やパイプラインが導入されていないほ場では作業効率が悪いため、農業の生産性の向上に支障があります。効率的な生産体制の確立のため、大区画ほ場へ転換する基盤整備（ほ場整備）を進める必要があります。一方で、市内各地域において制度説明会を実施し、参加者から一定の理解を得ましたが、将来の農業経営の不安等からほ場整備へ踏み切れない農業者も多くなっています。
- 安定的に生産量を維持していくためには、収益性の高い農業の実現が必要であり、一層の生産性や品質の向上が求められます。
- 世界情勢の影響を受け、農業生産資材価格や光熱水費等の高騰が続き、農業経営へ大きな影響を与えています。
- 気温上昇による生育障害や多雨による湿害、病害虫の発生量が増加し、収量が減少するなど、気候変動の農業生産への影響が顕在化しています。
- 新事業創出事業補助金を活用した取組が進んでいますが、引き続き産業支援センターとともに、サービスの開発や提供、新販路の開拓に向けた支援を行う必要があります。【産業連携】

課題 2	力強い地域経済に繋がる農業・農村の振興
------	---------------------

- 農業・農村の有する多面的機能が発揮されるためには、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金などを活用し、適切な維持管理を行う必要がありますが、農業従事者の減少や高齢化等の問題によって、農業の有する多面的機能を維持することが困難となるおそれが生じています。
- 鳥獣被害は営農意欲の減退や耕作放棄等に繋がるおそれがあるため、有害鳥獣対策を推進する必要があります。

課題 3	農業の担い手確保
------	----------

- 農家戸数の減少は、耕作放棄地の増加や用排水路の機能低下など農村環境に影響を及ぼすことが懸念されます。北上市の販売農家のうち、準主業、副業的農家が約85%を占めています。
- 農業従事者の高齢化等により後継者が不足しており、生産基盤の維持・拡大に繋がる新規就農者を含めた次世代の後継者の確保が必要となっています。
- 農業だけでは経営が成り立たないというイメージから、国の新規就農者支援制度へ手を挙げる者も少なくなっています。また、そうしたイメージが農林業従事者の後継者問題にも強く影響を及ぼしており、結果として次世代に向けた後継者不足を加速させています。さらに、農業を始めるに当たり、経営面や技術面での知識の習得に時間がかかるほか、機械設備等の導入も必要になってくるなど、農業で収益を上げるまでの課題が多くなっています。
- 令和6年産米は、価格が急騰し高止まり傾向であるものの、後年度での先行きが見通せない状況であります。また、国は令和9年度から水田活用の直接支払い交付金を根本的に見直すこととしています。米政策の大きな転換期を迎えようとしており、国の政策次第で市の施策を見直し、担い手確保に取り組む必要があります。

農業の基本目標

本ビジョンの実現に向けて、理想とする「きたかみ農業」の状態を理念的に表現したものを「基本目標」とし、次のとおり掲げます。

生産性や収益性の向上に取り組み、競争力を強化させ、
成長産業として地域経済を支える「きたかみ農業」

「北上市総合計画2021～2030」では、4つの基本目標に基づいて、10の基本方針を設定しており、この中で基本目標の一つに「なりわい」を掲げ、「力強い地域経済の創出」と「多様な人材が働きやすい環境の向上」を基本方針に掲げ、諸施策を実施することとしています。

農業従事者の高齢化等による後継者不足は深刻化しており、生産基盤の維持・拡大に繋がる新規就農者を含めた次世代の後継者の確保や、農業を持続的に発展させていくための効率的な生産体制の構築がますます重要となっています。

このことから、本計画における基本目標を「生産性や収益性の向上に取り組み、競争力を強化させ、成長産業として地域経済を支える「きたかみ農業」とします。

5-1-2 農業振興の方針

本ビジョンの実現に向けて、「経営の安定化支援」、「力強い地域経済に繋がる農業・農村の振興」、「農業の担い手確保」の3つの柱を基本方針として掲げます。

方針 1	経営の安定化支援
------	----------

少子高齢化や人口減少といった社会情勢に対応しながら、北上市の重要な産業の1つである農業に継続的に取り組むためには、生産性の向上や作業の効率化など、経営の安定化につながる取組が重要となることから、次の5項目を掲げ、経営の安定化を支援します。

1-1 効率的な生産体制の構築

規模拡大を図る生産者が、高性能な機械の導入や共同利用施設の整備などにより低コストで効率的な生産体制を構築する取組を支援するとともに、高収益化を図るため農地中間管理機構等を活用した更なる農地の利用集積・集約化に取り組めます。

地域農業の将来設計図である「地域計画（地域農業マスタープラン）」の目標達成に向けて、農業委員会や農業支援センターをはじめとする関係機関と連携して取組を推進します。

1-2 農業基盤整備による効率的な生産体制の確立

「地域計画（地域農業マスタープラン）」の目標達成に向けた取組の中で、特に基盤整備（ほ場整備）事業に関連する地域課題の解決に向けた支援を行います。

また、地籍調査の実施など、基盤整備（ほ場整備）事業の推進に向けた取組を進めます。

1-3 農畜産物の生産性及び品質の向上

農畜産物の生産性や農作業時間の効率性を高めるため、ICT技術などの先端技術を取り入れたスマート農業機械等の導入を支援して、農業収益の向上を図ります。

二子さといもやアスパラガスをはじめとした園芸作物やきたかみ牛など市内の農畜産物の生産拡大や品質向上に向けた取組を進め、併せて低コスト化による収益性の向上を図ります。

農業経営の安定化などを図るため、農業支援センターで、引き続き、新規就農や経営の相談を受けるほか、県内外の農業関連情報の収集及び蓄積と整理、発信することで、農業者への支援に取り組んでいきます。

1-4 農商工連携による地域産業の振興【産業連携】

農商工連携を支援する既存の体制を活用した連携促進を行うほか、産業支援センターと農業支援センターにおける相談案件の共有を図り、必要に応じセミナー開催や、農業者と商工業双方のニーズがマッチする機会を設定するなど、継続して支援していきます。

1-5 新技術の開発・育成や事業化の支援【産業連携】

新事業創出支援事業補助金や支援機関の連携により、産学及び事業者間の共同開発のマッチング機能を強化することで、新商品、新技術等の開発を促すほか、ふるさと納税を活用した販路開拓、商品PRの強化を図ります。

方針 2 力強い地域経済に繋がる農業・農村の振興

農業・農村で生産された農畜産物は、地域経済においても重要な役割を担っているほか、市民の豊かな食生活の実現に大きく寄与していることから、次の7つの項目を掲げ、力強い地域経済に繋がる農業農村の振興を図ります。

2-1 農業・農村の有する多面的機能の維持

多面的機能支払交付金制度及び中山間地域等直接支払交付金制度を推進することにより、水路や農道等の維持や機能向上、補修や改良などの地域共同活動を支援し、地域全体の農地等の適切な維持管理を促し、農業・農村の有する多面的機能の維持を実現します。

2-2 中山間地域における農地支援

中山間地域の農業・農村の有する多面的機能を維持し、中山間地域の収益力強化を支援するとともに、大型化・汎用化や畑地化のほか、農地の保全と農村地域の振興を図るための取組を支援します。

2-3 農産物の流通量及び販路拡大

国内の人口減少に伴い食糧需要の減少が見込まれる中、地域外への農作物の販路拡大に向けた取組を推進することにより、農業の経済的基盤の安定化を図ります。あわせて「北上産」表示の推進により、北上産農産物の認知度向上と地域への愛着を醸成し、市内外での流通量拡大に取り組みます。

また、各種イベントへの出展など市内産直への活動を支援することにより、地域の農産物や食材を活かした加工品と消費者をつなぎ、北上産農産物の認知度向上を図るとともに、産直の経営安定を支援します。

2-4 市内企業との連携による北上産農産物の活用検討【産業連携】

市内には多くの企業や工場が立地していることから、地域資源である北上産農産物について事業所等へのPRを行うとともに、市内に立地する食品加工企業との連携を推進し、農産物の需要拡大を図ります。

2-5 農業・農村の魅力発信支援

農業・農村の魅力発信は、地域農業の維持に繋がることが期待できることから、相互理解の促進に繋がる消費者と生産者の交流や農村地域の支えとなる人材の拡大に繋がる農業体験等の魅力発信を支援します。

2-6 環境負担軽減の推進

地域経済を支える農業分野においても、環境負荷の軽減は今後ますます重要となってくるため、食料・農林水産業の生産性向上と持続性の両立を目指し、化学農薬・化学肥料の使用量の低減や、環境保全型農業直接支払交付金制度を通じた有機農業の取組を支援します。

また、持続可能な資材調達を推進するとともに、小水力発電等による地産地消型エネルギーの利用を支援し、脱炭素化及び環境負荷の軽減を目指します。

2-7 有害鳥獣対策の推進

シカやイノシシ、クマによる食害を防止するため、捕獲用の罠の設置を推進します。

また、クマを含めた鳥獣による農作物被害を減らすためには、電気柵の設置による対策が有効であると考えられるため、やぶの刈り払いや放任果樹の伐採、電気柵の設置を推進するなど、有害鳥獣の捕獲を強化します。

方針 3 農業の担い手確保

農家戸数の減少が進む中、農村環境を維持するため、「農業の担い手確保」は喫緊の課題です。親元就農者の支援体制の確立など農林業の次世代に向けた後継者の育成に取り組むとともに、農業継続意欲のある兼業農家等の支援を行い、農業の維持に取り組めます。

また、地域の農業のあり方を検討する話し合いの場づくりや農地の集積・集約のための地区検討会開催のほか、法人化の推進など、地域農業の担い手確保を支援します。

3-1 農業の次世代に向けた後継者の育成

新規就農を促進するため、U・Iターン者などに対する新規就農相談会を開催し、各種研修制度の周知を行うとともに、国の新規就農者支援策を活用した新規就農者の確保に努めます。

また、後継者がいる農家や農業の継承を希望する農家に対しては、より就農しやすい親元等への就農者への支援体制を確立します。

3-2 兼業農家等が農業を継続するための支援

認定農業者や中心経営体といった担い手だけではなく、兼業農家も含めて地域農業を支える必要があることから、農業を継続する兼業農家等への支援を行います。

3-3 地域の担い手確保支援

地域の農業のあり方を検討する場づくりのほか、法人経営体への移行を希望する経営体への支援など、地域農業の担い手確保を推進します。

【成果指標】

1 経営の安定化支援

	指標	現状値 (2019年)	目標値		出典
			2025年	2030年	
1	農業産出額 (市内農業生産の産出額推計)	114億3,000万円	120億3,000万円	127億8,000万円	市町村別農業産出額(推計)
2	野菜(いも類・果樹等を含む)の販売額	25億4,000万円	26億4,300万円	27億4,300万円	市町村別農業産出額(推計)
3	畜産物の販売額	21億8,000万円	22億6,900万円	27億1,000万円	市町村別農業産出額(推計)
4	農業の中心経営体への 農地集積率	61.55%	65.00%	68.00%	農業振興課
5	中心経営体数 (10ha以上)	122経営体	135営体	150経営体	農業振興課
6	基盤整備(ほ場整備)事業 準備団体数	1団体	3団体 (累計)	2団体 (累計)	農林企画課

2 力強い地域経済に繋がる農業・農村の振興

	指標	現状値 (2019年)	目標値		出典
			2025年	2030年	
1	多面的・中山間の取組面積	754,249 a	754,084 a	719,000 a	農林企画課
2	市内産の農産物を進んで購入 しようとする人の割合	66.3% (2020年)	70.0%	70.0%	市民意識調査

3 農業の担い手確保

	指標	現状値 (2019年)	目標値		出典
			2025年	2030年	
1	新規就農者数 (親元就農含む)	5人	20人 (累計)	40人 (累計)	農業振興課
2	中心経営体数(再掲) (10ha以上)	122経営体	135経営体	150経営体	農業振興課

5-1-3 具体的な取組

方針 1	経営の安定化支援
------	----------

1-1 効率的な生産体制の構築

- 農地の利用集積及び集約の推進
- 農地集約化検討会の開催
- 農業経営拡大に取り組むための農業用ハウスの資材費や、収刈り機・乾燥機などの購入に関する支援
- トラクターや田植え機などの農業用機械の共同購入に関する支援
- 農業用先端技術導入（スマート農業）に関する支援

1-2 農業基盤整備による効率的な生産体制の確立

- 農業基盤整備事業の検討状況に沿った個別支援
- 農地集約化検討会の開催（再掲）

1-3 農畜産物の生産性及び品質の向上

- コスト低減による収益性の向上の取組支援
- 園芸作物の生産・拡大に関する支援
- 畜産物の生産・拡大に関する支援
- 農業経営拡大に取り組むための農業用ハウスの資材費や、収刈り機・乾燥機などの購入に関する支援（再掲）
- トラクターや田植え機などの農業用機械の共同購入に関する支援（再掲）
- 農業用先端技術導入（スマート農業）に関する支援（再掲）

1-4 農商工連携による地域産業の振興【産業連携】

- 各産業間の交流、連携の促進
- 農業支援センターを活用した農業者支援
- 農業者と商工業双方のニーズがマッチする機会の設定

1-5 新技術の開発・育成や事業化の支援【産業連携】

- 新事業創出補助金や支援機関の連携等による新商品、新技術の開発促進
- 販路開拓支援

方針 2	力強い地域経済に繋がる農業・農村の振興
-------------	----------------------------

2-1 農業・農村の有する多面的機能の維持

- 水路や農道等の維持や機能向上
- 補修や改良などの地域協働活動支援
- 地域活動への参画推進

2-2 中山間地域における農地支援

- 農地の保全支援
- 多様な農地利用の推進
- 農地の大型化・汎用化・畑地化支援

2-3 農産物の流通量及び販路拡大

- 産直の活動支援
- 産直やマルシェ等を通じた北上産農産物の理解の醸成
- 給食センター、事業所、農業者等との連携による北上産農産物の活用推進
- 各種イベント出展を通じた北上産農産物のPR
- 「北上産シール」の活用促進
- 商談会等を通じた販路拡大支援

2-4 市内企業との連携による北上産農産物の活用検討【産業連携】

- 市内企業や工場等に対する北上産農産物のPR
- 市内に立地する食品加工場との連携による農産物の需要拡大の推進

2-5 農業・農村の魅力発信支援

- 農業と観光を結び付けた体験農園、観光農園等の魅力発信支援
- 農業者が行う農業体験等の魅力発信支援

2-6 環境負担軽減の推進

- 化学農薬・化学肥料の使用量低減に向けた取組支援
- 環境保全型農業直接支払交付金制度を通じた有機農業の取組支援
- 国営事業における農業水利施設を活用した小水力発電への支援
- 自動灌水装置など省エネ型施設設備の導入支援
- 農業用資材におけるプラスチック資源循環の推進
(廃プラリサイクルや生分解性マルチの活用等)

2-7 有害鳥獣対策の推進

- シカやイノシシ、クマ用の捕獲罠の設置の推進
- クマを含めた鳥獣による農作物被害を防止するための電気柵設置の推進
- 有害鳥獣の捕獲強化
- やぶの刈り払いや放任果樹の伐採の補助

方針 3	農業の担い手確保
-------------	-----------------

3-1 農業の次世代に向けた後継者育成

- 親元就農に関する支援
- 新規就農者育成総合対策事業による支援
- 新規就農者の技術向上支援
- 就農相談体制の充実（就農・営農相談）
- 経営継承・発展等の支援
- 農業支援センター等を活用した農業者支援

3-2 兼業農家等が農業を継続するための支援

- トラクターや田植え機などの農業用機械の共同購入に関する支援（再掲）
- 農業用先端技術導入（スマート農業）に関する支援（再掲）

3-3 地域の担い手確保支援

- 地域の農地集約化検討会の実施
- 法人経営体への移行支援
- 農業支援センター等を活用した農業者支援